

## 褥瘡対策のための指針

### 1・褥瘡対策の考え方について

玉澗園・玉澗園 2 並びにショートステイたまざわ（以下「施設」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組の一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備し、対策を実施するとともに、発生時には迅速で適切な対応を図る。

### 2・体制について

施設内における褥瘡対応並びに予防対策を討議、検討しその効率的な推進を図るため、褥瘡委員会、褥瘡予防対策委員会を設置するとともにワーキンググループを位置づけ対策の実行性を図るものとする。

### 3・職員の責務について

施設職員は、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的な介護に於いて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

### 4・委員会の設置について

施設に褥瘡の早期治癒を主とする褥瘡委員会と褥瘡予防対策を効果的に推進することを主とする「褥瘡予防対策委員会」を設置する。

#### ①褥瘡委員会の構成

- (1) 施設長
- (2) 介護支援専門員若しくは相談員
- (3) 看護職員
- (4) 管理栄養士
- (5) 褥瘡予防対策委員 2 名以上
- (6) その他施設長が必要と認める者

褥瘡委員会は原則 4 月・8 月・12 月に開催し、次に掲げる事項について検討する。

- ア、施設内における褥瘡治療状況に関すること
- イ、褥瘡の治癒に向けての対応策に関すること
- ウ、褥瘡治療に関する研修の実施に関すること
- エ、褥瘡治療上の対応についての通減に関すること
- オ、その他、施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

## ②褥瘡予防対策委員会の構成

施設長が選任する職員

褥瘡予防対策委員会は原則毎月開催する。

褥瘡予防対策委員会に各部署代表者及び各ユニットリーダーで構成するワーキンググループを置き、情報収集や予防計画の実施の徹底を図るに次に掲げる事項について検討する。

ア、褥瘡予防対象者の選別に関すること

イ、施設内における褥瘡予防に関する情報の収集に関すること

ウ、褥瘡予防計画書の実施状況の調査、改善命令に関すること

エ、褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること

オ、職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関する事

カ、褥瘡予防計画の効果に関すること

キ、ワーキンググループの指導に関すること

ケ、その他、施設内の褥瘡の発生・予防のために必要な事項に関すること

## 5・褥瘡委員会と褥瘡予防対策委員会の関係について

褥瘡委員会は褥瘡治療を主とする褥瘡対応計画を作成するとともに治療上の対応や症状の変化・治癒・予防への進捗を文書を以て褥瘡予防対策委員会に報告する。

褥瘡予防対策委員会は、予防計画作成に関し必要な意見や提言を求めるものとする。

## 6・褥瘡予防の手順について

褥瘡予防の手順は以下のとおりとする。

- ① 毎年3月、新規入所時に厚生労働省危険因子評価表により第一次予防対象者を定める。
- ② 第一次予防対象者に対し褥瘡（予防）計画書作成の対象者を選定し計画書を作成する
- ③ 計画書を各ユニットにおろし予防対策の実施を図る。
- ④ 原則、2カ月に一回の割合で予防効果の検証を行う。
- ⑤ 悪化傾向が見られた場合には褥瘡委員会へ報告し改善を検討する。

## 7・外部専門家の活用について

施設長は、必要に応じ嘱託医趾及び専門医師に依頼し褥瘡予防対策についての相談、指導等を積極的に受けることができる体制を整備するよう努める。

## 8・記録の保管について

褥瘡委員会及び褥瘡予防対策委員会の審議内容等、施設内における褥瘡に関する諸記録は施設側と利用者との『利用契約』終了後2年間保管する。

#### 9・指針等の見直しについて

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル類等は褥瘡委員会及び褥瘡予防対策委員会において定期的に見直し、施設長の承認を得て改正する。

(附則)

この指針は、平成30年4月1日より施行する。